

新たに公益通報窓口を開設しました

問総務課 ☎ 52-5802

町では、『公益通報者保護法』の趣旨に鑑み、町および町職員についての法令違反行為などに関する職員などからの通報を適切に取扱うため、その対応手続に関する事項を定めることにより、通報者などの保護を図り、田布施町の法令遵守などを確保することを目的として、『田布施町職員等公益通報制度実施要綱』を制定しました。

これを踏まえ町では、職員などが内部の法令違反行為などに関する公益通報を行った場合に、不利益な取扱いを受けることがないよう保護を図るために、新たに窓口を開設しました。

■公益通報の方法

町の職員など（一般職、会計年度任用職員、町と契約関係にある事業者およびその役職員、退職して1年以内の人）や町民は、法令、条例、規則などを含めた法令違反行為が

あると認められる場合および適正な業務遂行のために必要と認められる場合などに通報することができます。

町ホームページに掲載している『田布施町公益通報書』による書面または電子メールで、次の窓口に対して、通報、相談、意見または苦情などを行うことができます。

■通報窓口

◇内部窓口 総務課

〒742-1592

熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

Email koueki@town.tabuse.yamaguchi.jp

◇外部窓口 弁護士法人中山修身法律事務所

〒753-0073

山口市春日町 2066 番 1 藩庁門ビル 2 階

☎ 083-923-5240 FAX 083-922-8768

E-mail n-osami@ninus.ocn.ne.jp

後期高齢者医療制度の

お口の健康診断（無料）

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を目的に、お口の健康診断を行っています。

◇健診項目

口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

◇対象者

- ① 前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得した人
- ② 前年度において障がい認定により新たに被保険者資格を取得した人
- ③ これまでに当該健康診断を受けたことがなく受診を希望する人（今年度の新規資格取得者を除く。ただし、先着1000人とする。）

◇期間

6月1日（火）～令和4年1月31日（月）

◇実施場所

受診券に実施歯科医療機関を同封

◇持参品

・ お口の健康診断受診券

※①②の人には、郵送にて送付しています。

※③の人は、健康保険課で受診券交付申請が必要です。

・ 同封の質問票

・ 後期高齢者医療被保険者証

◇自己負担額

無料

◇問合せ先

山口県後期高齢者医療広域連合 業務課保健事業推進係

☎ 083・921・7112

